

(10) 環境

【現基本構想】

◆取り巻く状況

低炭素社会の実現に向け、国際的議論が高まり、各国で実効ある対策がとられています。これらの対策は、自然エネルギーの開発など大きなビジネスの市場となり、新たな経済戦略ともなっています。

滋賀でも、行政のみならず、県民、事業者などあらゆる主体が参画し、暮らしや事業活動など様々な分野において温室効果ガス削減のための対策に取り組んでいます。

琵琶湖の水質は、近年、北湖・南湖ともに窒素・りんは横ばいもしくは減少傾向にあり、富栄養化は抑制されています。

水質の面でも、生態系の面でも健全な琵琶湖を次世代へ引き継いでいくため、これまでの流入負荷削減対策に加え、水質汚濁メカニズムを解明し、COD（化学的酸素要求量）が徐々に増える傾向や琵琶湖北湖深層部の低酸素化などの課題に対応していくことが必要です。地球規模での生物種の著しい減少に伴い、生物多様性の保全の重要性が国際世論となっています。

豊かな生態系に恵まれた滋賀でも絶滅危惧種の増加などの深刻な状況にあります。生物の生息・生育域の回復や湖辺や里山など、身近な自然における人と自然の関わりの再構築が必要となっています。

県土の51%を占める森林では、担い手の減少、生活様式の変化、木材価格の低迷等により、管理が不十分な森林がみられるようになっていきます。森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な森林整備が必要です。

◆将来の姿

- 再生可能エネルギーの活用、身近な公共交通手段を組み合わせた環境負荷の低い交通体系など、温室効果ガスの排出を抑制する低炭素社会への転換が進んでいます。
- 県民が主役となって環境学習や環境保全活動、森林づくり活動などを県全体で展開しています。
- 奥山、里地里山、琵琶湖などの野生動植物の生息・生育空間（ビオトープ）の保全・再生・ネットワーク化が図られ、生物の多様性が確保されています。
- 琵琶湖流域生態系（水環境を含む。）が保全・再生されています。
- 人の暮らしと琵琶湖の関わりが再生されています。
- 全産業が環境に配慮しながら発展し、事業や生産、流通の現場では高効率で低炭素型の施設や設備が導入されています。
- 廃棄物の発生抑制と資源化の仕組みが確立し、資源循環を進めています。
- 農林水産業による適切な利用によって農地や森林の多面的機能などが持続的に発揮されています。

ア 将来の姿の実現に向けた施策の取組状況

将来の姿の実現に向けて、低炭素社会実現プロジェクトや琵琶湖の再生プロジェクトの未来戦略プロジェクトと各分野の部門別計画を基本として施策を展開してきました。

(ア) 琵琶湖環境の再生と継承

【水環境の保全と再生】

難分解性有機物の水環境に与える影響や湖底の低酸素状況と生物相の関係を究明するとともに、内湖再生やヨシ群落再生、砂地造成、水草の異常繁茂対策、レジャー利用による環境負荷低減の取組など、関係部局が一体となって総合的な対策を講じてきました。しかし、水質の改善にもかかわらず、水草の異常繁茂や在来魚介類の減少など、新たな課題が発生しています。

【生物多様性の保全と再生】

森林からつながる集水域も含めた琵琶湖の生態系の保全・再生に向けて、湖底低酸素化と生物の関係の調査研究やヨシ群落の再生、砂地の造成、野生動植物の保護、外来生物対策、カワウ対策、獣害対策など、いのちと暮らしを支える生物多様性の保全・再生を戦略的に進めています。しかし、生物多様性の劣化が進行、鳥獣による被害の拡大、森林の多面的な機能の低下などの問題が顕在化しています。

【有害鳥獣対策の推進】

生息数の増加により生態系のバランスを崩し、あるいは農林水産業や人々の生活に被害を与えている野生鳥獣や外来魚について、「ふるさと滋賀の野生動物との共生に関する基本計画」等に基づき、有害鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウ等）対策、外来魚対策として大規模な駆除等を実施しています。しかし、依然として被害が発生しています。

【森林の保全と再生】

本県の森林は、琵琶湖の清らかな水を育み、県土を保全し県民の生命財産を守るとともに、二酸化炭素を固定して地球温暖化を防止するなど重要な役割を果たしていることから、森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくりと、県民全体で支える森林づくりを進め、森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが求められています。

また、スギ・ヒノキの人工林資源の多くが育成から利用の段階に到達しつつあることから、県産材の利用促進に取り組んでいます。林業・木材産業の体制が十分とは言えず、さらに需要や供給の両面からの積極的な対策が必要です。

【水産業の再生】

ヨシ帯造成や砂地回復など漁場と産卵繁殖場の整備・保全による自然生産力の向

上、種苗放流などによる水産資源の増産、外来魚の駆除などにより漁業経営の安定等を図ってきました。しかし、依然として漁獲量は低い水準にあり、今後、琵琶湖が抱えている様々な課題について関係部局と一体となって調査研究を進め、水産業の再生に向け、総合的な対策が期待されています。

【農業農村の多面的機能の発揮】

農業水利資産のアセットマネジメントの推進、農業・農村の多面的機能を支える農村コミュニティの活性化の促進などに取り組んでいるところであり、今後とも継続的な取り組みが重要です。

(イ) 低炭素など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

【地球温暖化防止対策の推進】

「第三次滋賀県環境総合計画」や「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」等に基づき、太陽光発電システム導入の推進、節電・省エネの普及啓発など、家庭部門におけるCO₂削減に取り組むとともに、低炭素社会実現に貢献する事業者評価手法の確立や低炭素化技術開発等の支援など、事業部門においても削減に取り組んでいます。しかし、世帯数の増加等により家庭部門のCO₂排出量は増加していることや、地球温暖化の進行に伴う異常気象現象による局所豪雨などが多発しています。

【再生可能エネルギーの導入促進】

平成25年3月に策定した「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」に基づき、住宅用太陽光発電システムの導入支援など、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいます。今後も、地域での安全・安心かつ安定的なエネルギーを確保することが強く期待されています。

【エコ交通の推進】

環境にやさしい低炭素型交通体系の構築に向けて、自転車利用の促進や電気自動車の普及促進、持続可能な交通ネットワークづくりに取り組んでいます。しかし、依然として車中心社会にあり、意識改革が進まないなど課題が継続しています。

【資源循環型社会の推進】

「第三次滋賀県廃棄物処理計画」に基づき、レジ袋の無料配布中止などの3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組、産業廃棄物の適正処理の推進、産業廃棄物の不法投棄等の撲滅などを進めてきました。資源の適正な循環的利用を促進することを基本に、県民、事業者、行政が、それぞれの役割と責任を果たしながら連携して取組を展開し、循環型社会への転換を進めていくことが必要です。

(ウ) 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

「滋賀県環境学習推進計画（第2次）」等に基づき、持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人育てを推進するため、「びわ湖環境学習」（湖の子）など体系的

な自然体験学習を推進するとともに、県民、NPO・地域団体、学校、企業、行政などの様々な主体の連携のもと、ライフステージに応じた環境学習の関連施策を体系的・総合的に進めてきました。環境問題が複雑化・多様化する中で課題を様々な観点から総合的に捉え、自ら課題を発見し、環境保全行動を実践できる人を育てていく必要があります。

イ 県民満足度の推移

環境分野については、水環境・生物多様性の保全・再生と自然環境の保全と琵琶湖との関わりについては満足度が上回り、それら以外は不満度が上回っています。また、琵琶湖をはじめ水環境に対するニーズは継続的に高く、最近は地球温暖化対策と再生可能エネルギーの推進に対するニーズが高まってきています。

(ア) 水環境・生物多様性の保全・再生

平成 19 年度	琵琶湖や河川などの水環境を守る取り組み 野生生物の保護など自然環境を保全する取り組み
平成 22 年度	野生動植物の保護や生態系の修復
平成 25 年度	琵琶湖流域をはじめとした水環境や生物多様性の保全・再生

	満足 どちらかといえば満足	どちらでもない	不満 どちらかといえば不満
平成 19 年度 (水環境/ 自然環境)	40.3% 30.8%	30.0% 37.0%	21.1% 19.4%
平成 22 年度	20.1%	36.7%	22.6%
平成 25 年度	31.4%	33.6%	18.0%

(イ) 自然環境の保全と琵琶湖との関わり

平成 19 年度	野生生物の保護など自然環境を保全する取り組み 田園風景や歴史環境など美しいふるさとの景観づくり
平成 22 年度	琵琶湖の総合保全をはじめとした自然環境の保全
平成 25 年度	県民が暮らしの中で琵琶湖をもっと身近に感じる取組

	満足 どちらかといえば満足	どちらでもない	不満 どちらかといえば不満
平成 19 年度 (自然環境/景観)	30.8% 42.7%	37.0% 30.8%	19.4% 18.2%
平成 22 年度	35.9%	29.7%	19.9%
平成 25 年度	25.5%	37.6%	22.3%

(ウ) 環境保全活動や森林づくり

平成 19 年度	身近な地域におけるみどりづくり
平成 22 年度	農地森林の持つ多面的機能の維持・増進
平成 25 年度	県民が主役となる環境学習や環境保全活動、森林づくりなどの促進

	満足 どちらかといえば満足	どちらでもない	不満 どちらかといえば不満
平成 19 年度	41.0%	32.9%	18.1%
平成 22 年度	12.5%	35.8%	26.1%
平成 25 年度	16.6%	40.4%	18.7%

(エ) 低炭素社会への転換

- 平成 19 年度 健全な大気環境の保全や地球温暖化を防止する取り組み
太陽光発電やバイオディーゼル燃料など、新エネルギーを導入する取り組み
- 平成 22 年度 地球温暖化防止や資源循環等持続可能な社会づくり
- 平成 25 年度 再生可能エネルギーの活用やエコ交通の促進など、低炭素社会への転換

	満足 どちらかといえば満足	どちらでもない	不満 どちらかといえば不満
平成 19 年度 (大気環境/ 新エネルギー)	18.4%	42.3%	24.9%
	13.3%	41.3%	25.3%
平成 22 年度	22.7%	38.4%	20.8%
平成 25 年度	13.9%	37.7%	24.2%

(オ) 廃棄物・資源循環の推進

- 平成 19 年度 県民生活や事業活動による廃棄物の減量やリサイクル、環境に配慮した製品の購入など資源循環の取り組み
ごみのポイ捨て防止や県民生活、事業活動による廃棄物を適正に処理する取り組み
- 平成 22 年度 地球温暖化防止や資源循環等持続可能な社会づくり
- 平成 25 年度 廃棄物の発生抑制や資源化の仕組みの確立など、資源循環の推進

	満足 どちらかといえば満足	どちらでもない	不満 どちらかといえば不満
平成 19 年度 (資源循環) / 廃棄物)	32.1%	36.6%	20.9%
	21.0%	29.5%	39.7%
平成 22 年度	22.7%	38.4%	20.8%
平成 25 年度	18.5%	38.2%	24.8%

(カ) 施策ニーズ

平成 19 年度

琵琶湖や河川などの水環境を守る取り組み	21.4% (4位/51項目中)
ごみのポイ捨て防止や県民生活、事業活動による 廃棄物を適正に処理する取り組み	16.9% (10位/51項目中)
県民生活や事業活動による廃棄物の減量やリサイクル、 環境に配慮した製品の購入など資源循環の取り組み	8.4% (20位/51項目中)

平成 22 年度

琵琶湖の総合保全をはじめとした自然環境の保全	13.3% (8位/27項目中)
地球温暖化防止や資源循環等持続可能な社会づくり 競争力のある産業の育成	6.9% (16位/27項目中)
野生動植物の保護や生態系の修復環境	5.8% (17位/27項目中)

平成 25 年度

再生可能エネルギーの活用やエコ交通の促進など、 低炭素社会への転換	7.9% (13位/27項目中)
琵琶湖流域をはじめとした水環境や生物多様性の 保全・再生	7.0% (15位/27項目中)
廃棄物の発生抑制や資源化の仕組みの確立など、 資源循環の推進	5.0% (19位/27項目中)

ウ 取り巻く現状

(ア) 琵琶湖環境の再生と継承

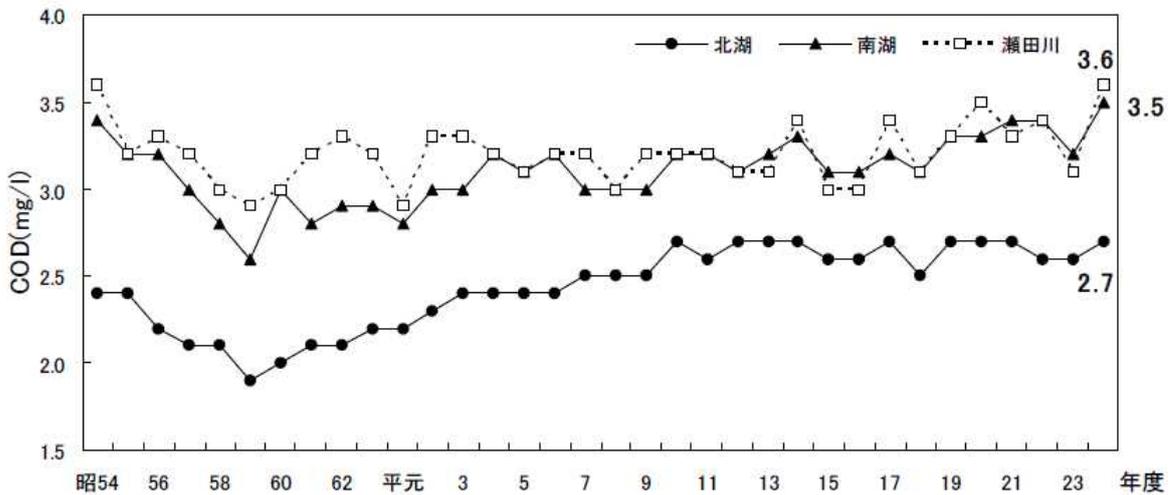
A) 琵琶湖の水質

琵琶湖の水質は、北湖・南湖ともに改善が見られ、窒素・りんは引き続き横ばいもしくは減少傾向であり、富栄養化は引き続き抑制されています。ただし、有機物指標であるCOD（化学的酸素要求量 数値が大きいほど水が汚れていることを示す）の数値は、北湖は平成10(1998)年度から横ばい傾向、南湖も同様に高止まり傾向となっており、CODの75%値は環境基準（1.0mg/L）を超過しています。

健全な琵琶湖を次世代へ引き継いでいくため、これまでの流入負荷削減対策に加え、琵琶湖北湖深層部の低酸素化や水質と生態系の因果関係を解明し、効果的な対策を実施していくことが求められています。

(資料)滋賀県琵琶湖環境部調

琵琶湖のCODの経年変化



※CODとは化学的酸素要求量のこと。数値が大きいほど水が汚れている。

B) 琵琶湖の生態系

在来魚の漁獲量は、平成20(2008)年1,368トンから平成23(2011)年976トンと減少しており、平成23年は稚魚放流したニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマス等の漁獲量は増加、アユや稚魚放流していないワカサギの漁獲量が大幅に減少し、全体も大幅に減少しています。

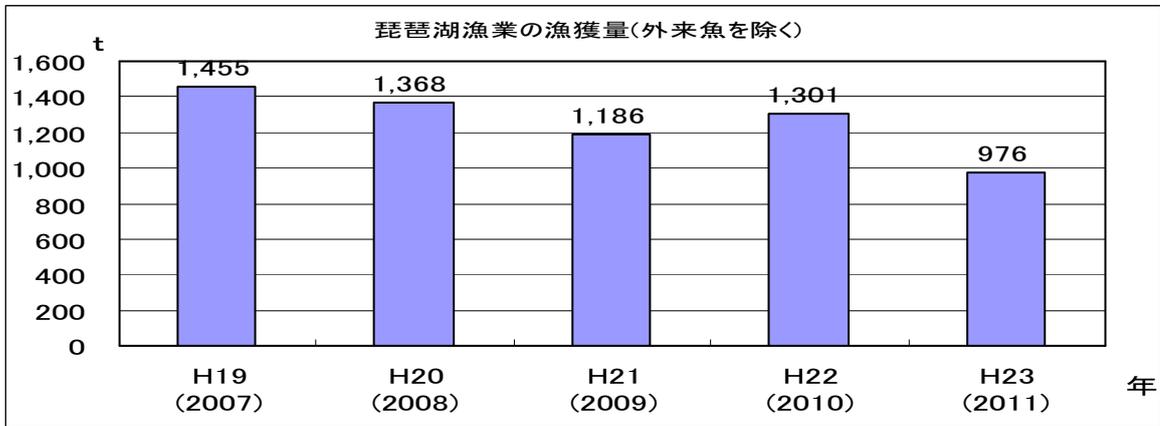
また、南湖の水草は、平成6(1994)年の大濁水をきっかけに急激に増えはじめ、夏になると湖底の大半を水草が覆う状態になっています。水草の大量繁茂は、湖流れの停滞による水質の悪化や底層の低酸素化、湖底の泥質化など従来の自然環境や生態系に大きな影響を与えるとともに、漁業や船舶航行の障害、腐敗に伴う臭気の発生など生活環境にも様々な支障をきたし、深刻な状態が続いています。

新しい外来水生植物である「オオバナミズキンバイ」は、南湖東岸の赤野井湾に大群落を形成しているほか、南湖西岸等にも点在するなど、その生育区域を急速に拡大しています。このため、在来魚の産卵場所であるヨシ帯がふさがれるなど、水

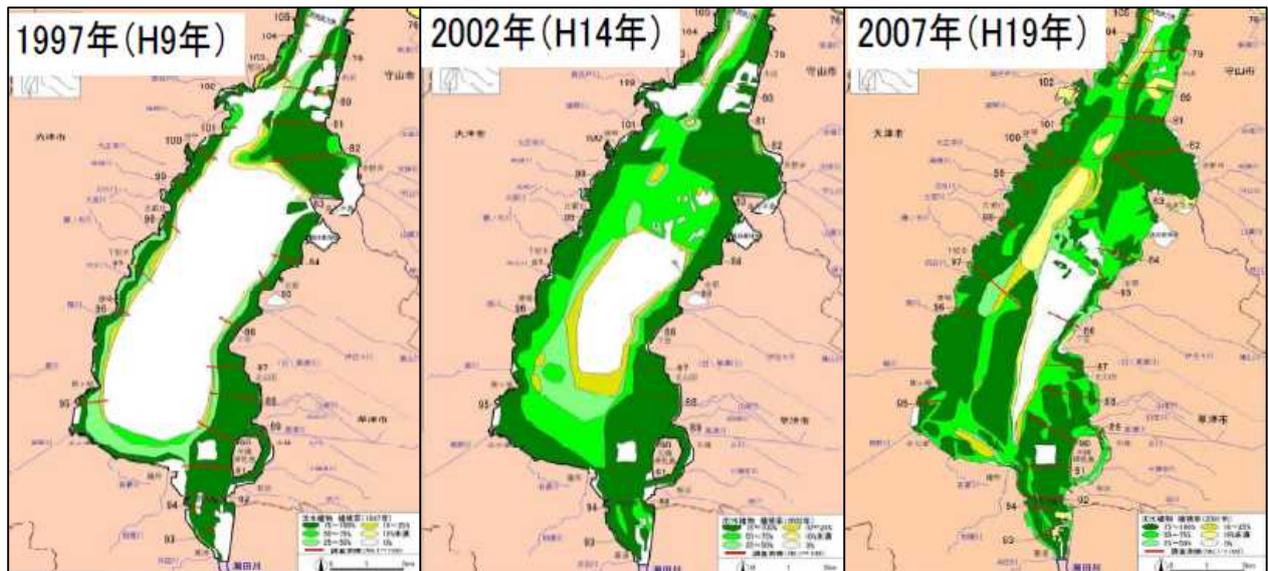
産業や生態系への影響がみられることから、根絶に向けた駆除を進めていますが、その生態が十分に解明されていないことから、手作業による刈取り以外の有効な対策が確立されていません。

(資料)内水面漁業生産統計調査:農林水産省

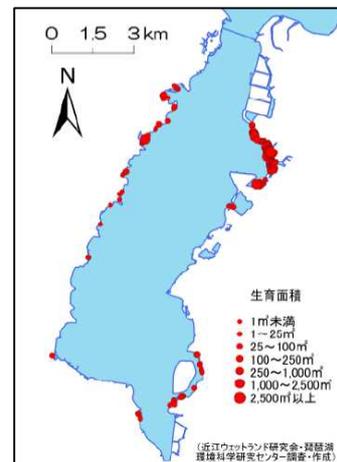
琵琶湖漁業の漁獲量の推移



水草の繁茂状況



オオバナミズキンバイ生息域



C) 生物多様性の保全と再生

平成 22(2010)年 10 月に生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) が愛知県名古屋市で開催され、遺伝資源の利用と利益配分に関する「名古屋議定書」と、平成 23(2011)年以降の新戦略計画 (愛知目標) が採択され、各国は愛知県目標達成に向けた目標を設定し、生物多様性国家戦略に反映することが求められました。

また、東日本大震災の発生や人口の急速な減少をはじめとした社会状況を踏まえ、これまでの人と自然の関係を見つめ直し、今後の自然共生社会のあり方を示すことを目指して、平成 24(2012)年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定されました。

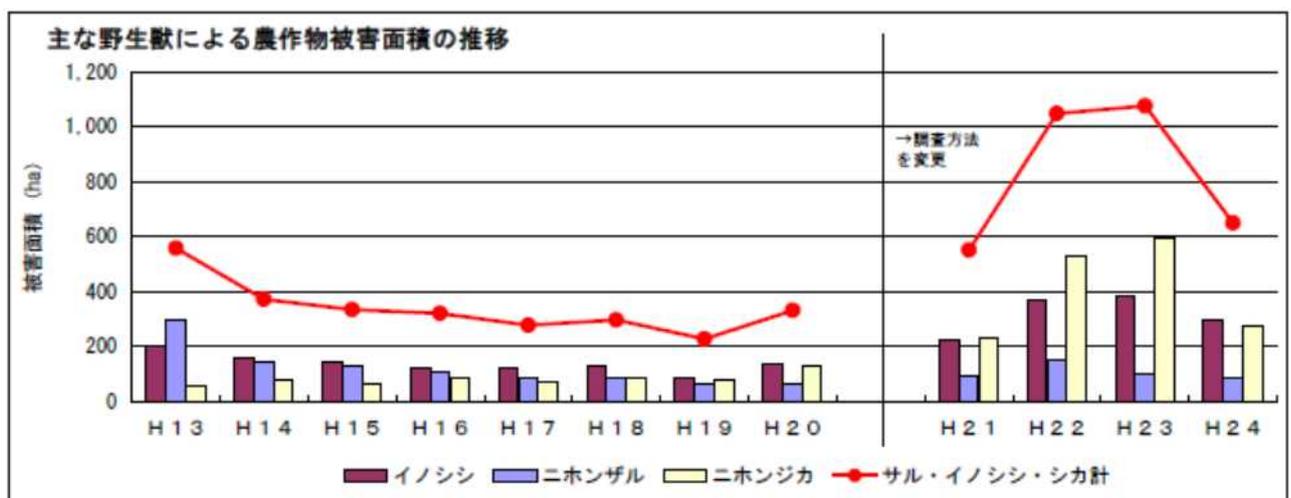
地球規模での生物種の著しい減少に伴い、生物多様性の保全の重要性が国際世論となっています。豊かな生態系に恵まれた滋賀でも絶滅危惧種の指定数が増加するなど深刻な状況にあり、生物の生息・生育域である湖辺や里山など、身近な自然における人と自然の関わりの再構築に取り組むことも期待されています。

D) 鳥獣による被害

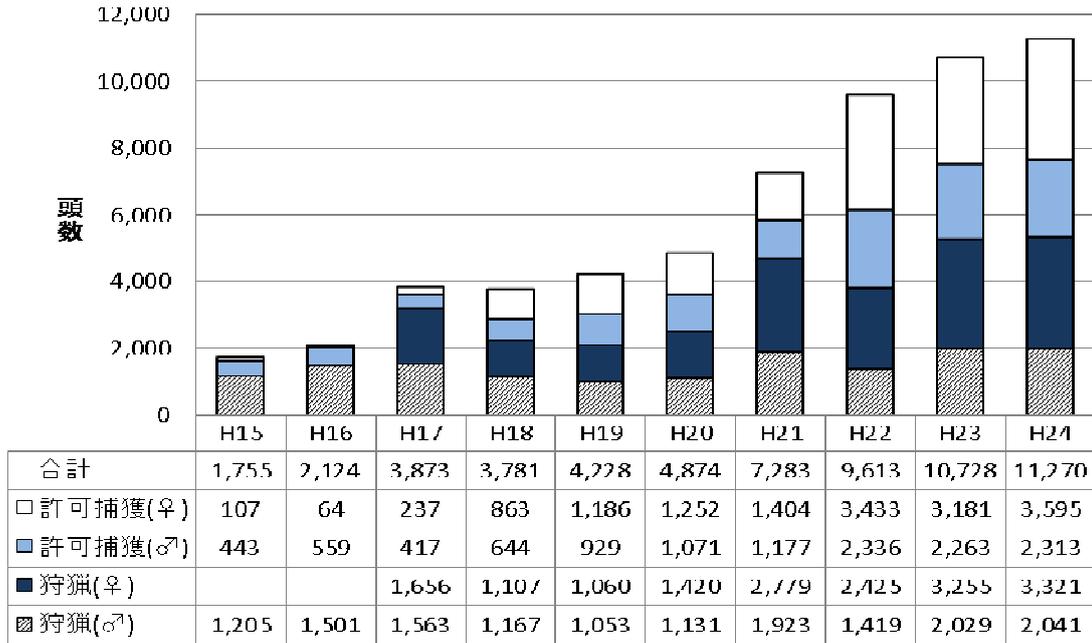
近年、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カワウなどの野生鳥獣による被害は、農林水産業のみならず、自然生態系にも及んでいます。特に、ニホンジカの食害による植生衰退が県内各所で見られるようになっており、生物多様性の劣化など生態系への影響や水源かん養機能、土砂流出防止機能といった森林の公益的機能の低下が懸念されています。

(資料)ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画:滋賀県

主な野生獣による農作物被害の状況



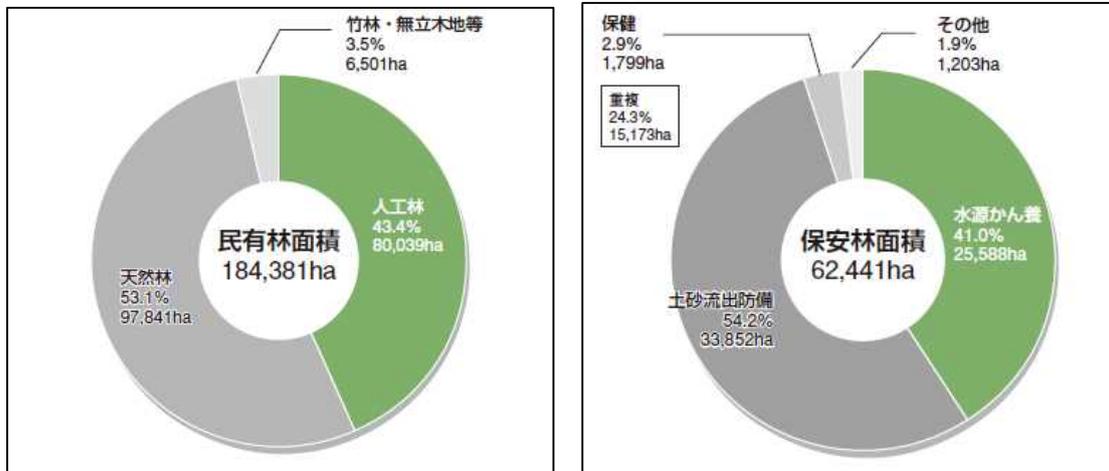
滋賀県におけるニホンジカ捕獲数推移



E) 森林の保全

県土の約2分の1を占める森林は、水源の涵養、県土の保全、自然環境の保全・形成、木材の生産などの機能だけでなく、地球温暖化の防止などの多面的な機能を有しています。近年、林業担い手不足やニホンジカの食害による植生衰退などにより、その多面的機能の低下が懸念されます。

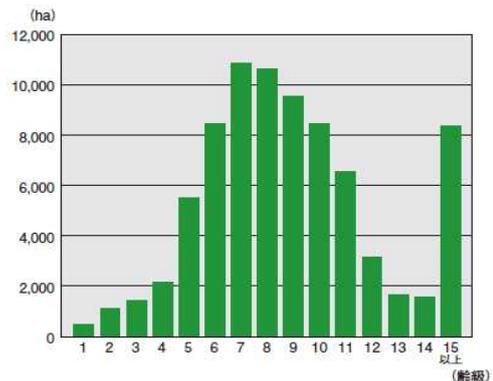
森林の現況 (平成20年度) (資料)琵琶湖森林づくり基本計画:滋賀県



人工林のうち、手入れが必要な森林（9 齢級以下）は、62.8%となります。また、間伐（長伐期施業にかかる抜き伐りを含む）の対象となる森林（3～12 齢級）は 83.5%を占めます。

※齢級：森林の林齢を5ヶ年でひとくくりにしたもの。
例えば、林齢1～5年生までは1 齢級、6～10年生までは2 齢級となります。

【人工林の齢級別面積 (民有林)】



(イ) 低炭素など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

A) 地球温暖化の進行

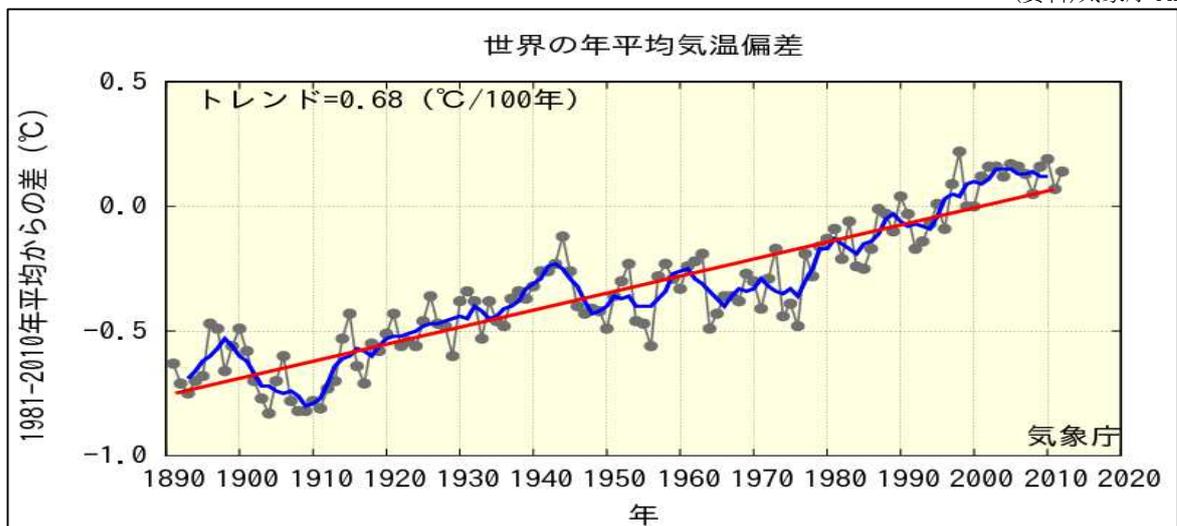
世界の平均気温は、この 100 年間で 0.68 度上昇傾向にあり、地球温暖化は確実に進行し、世界各地で異常気象が頻発しています。

温室効果ガスの排出削減に向けては、国連気候変動枠組条約が締結されています。

一方、国においては、地球温暖化対策を強化するため、平成 24(2012)年度から「地球温暖化対策のための税」が創設されるとともに、再生可能エネルギーの利用促進を図るため、同年 7 月からは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まっています。

また、平成 25 (2013) 年には、COP19 において、現時点での目標を「2005 年度比で 3.8%減」とし、今後の検討の進展を踏まえて確定的な目標を設定することを表明しています。

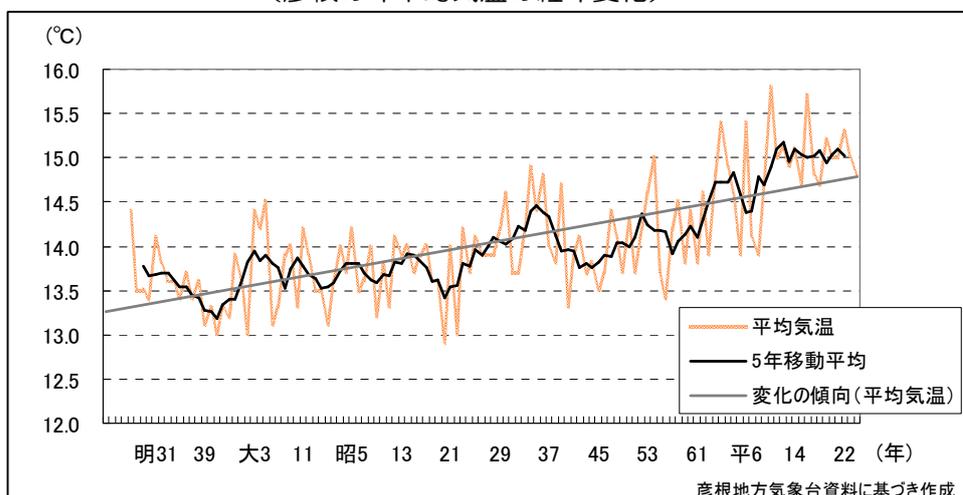
(資料)気象庁 HP



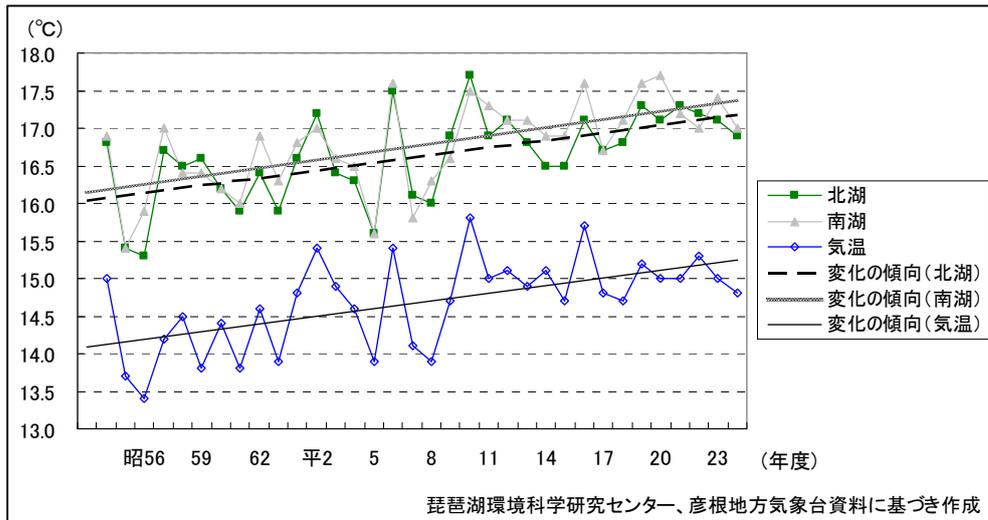
B) 平均気温と琵琶湖の水温

県内（彦根市）の気温の経年変化については、明治 27 (1894 年) から平成 23 (2011) 年の間、上昇傾向にあり、100 年あたりの年平均気温は 1.24°C 上昇しています。また、琵琶湖表層の水温についても、上昇傾向にあります。

(彦根の年平均気温の経年変化)



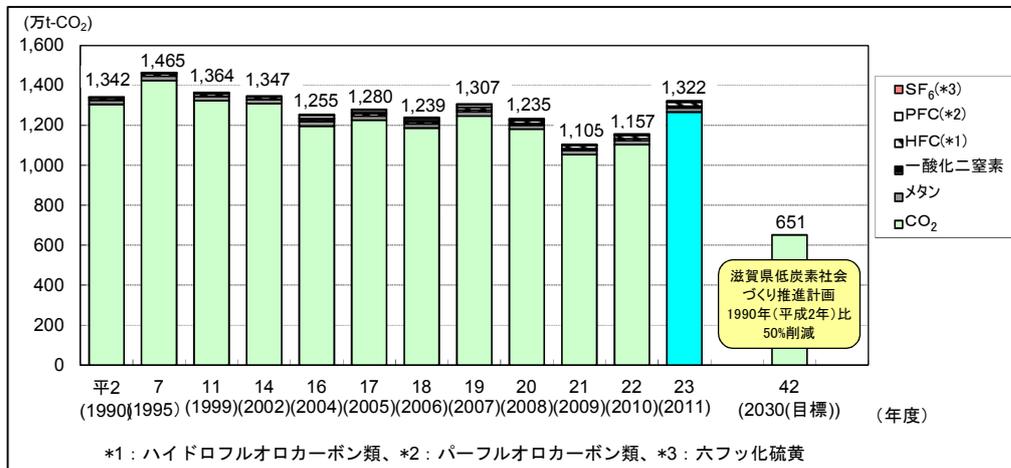
(琵琶湖の水温の経年変化)



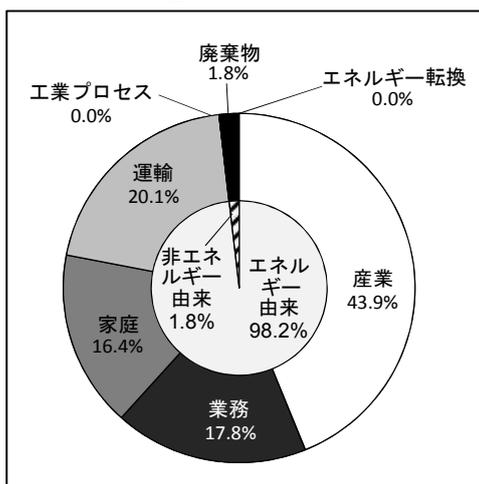
C) 温室効果ガス排出量

本県における温室効果ガス総排出量は、近年、減少傾向にありましたが、平成 23 (2011 年) では、東日本大震災後、原子力発電から火力発電にシフトしたことに伴い電気の二酸化炭素(CO2)排出係数が上昇していることから、総排出量が過去 5 年平均比 9.3%増加しています。温室効果ガスの排出は、二酸化炭素がその 9 割以上を占めていますが、部門別にみると、産業部門、運輸部門では減少傾向にあるものの、家庭部門と業務部門は増加しています。

(本県における温室効果ガス総排出量の推移)



(本県における CO₂ 排出量の内訳 平成 23 年度)



D) 再生可能エネルギー導入の推進

我が国のエネルギー消費量は、オイルショック以降横ばいとなっていますが、家庭部門、業務部門、運輸部門では増加傾向にあります。また、その多くを化石エネルギーに依存しています。

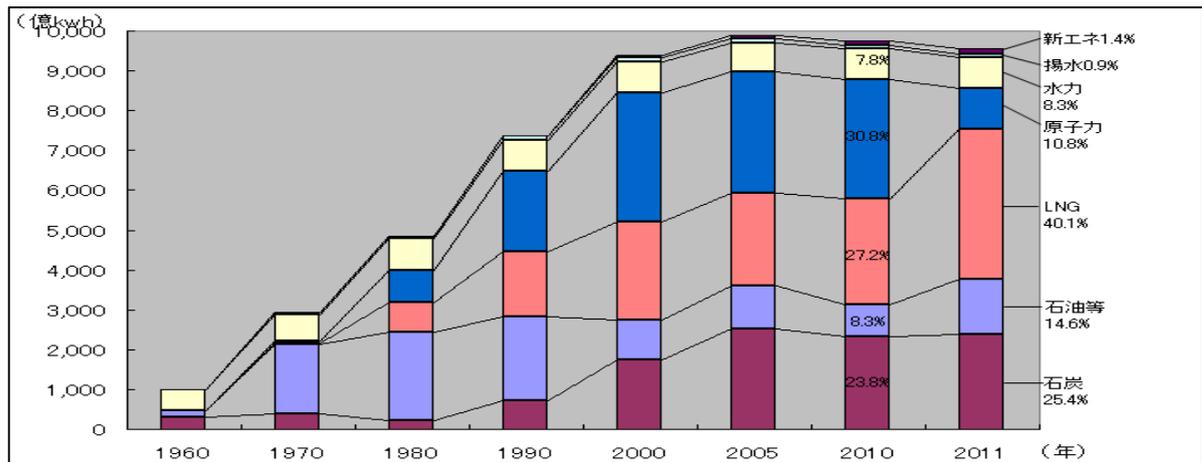
一方、種類別の本県エネルギー消費量は、購入電力、ガソリン、都市ガスの順となっており、ほとんどが県外からの移入に依存している状況です。

原子力発電量の電力需給量に占める割合は、平成 22(2010)年 30.8%が平成 23(2011)年 10.8%となる一方、化石燃料の占める割合は平成 22(2010)年 59.3%から平成 23(2011)年 80.1%となっており、東日本大震災を境に大きく変動しています。

これまでの原子力利用をはじめとする「大規模集中型」のエネルギー供給システムに関して、電力需給のひっ迫や化石燃料の価格上昇といった様々な課題が浮き彫りになり、国民生活や産業活動を支えるエネルギーの安定的な供給に向けた再生可能エネルギーの導入が喫緊の課題となっています。

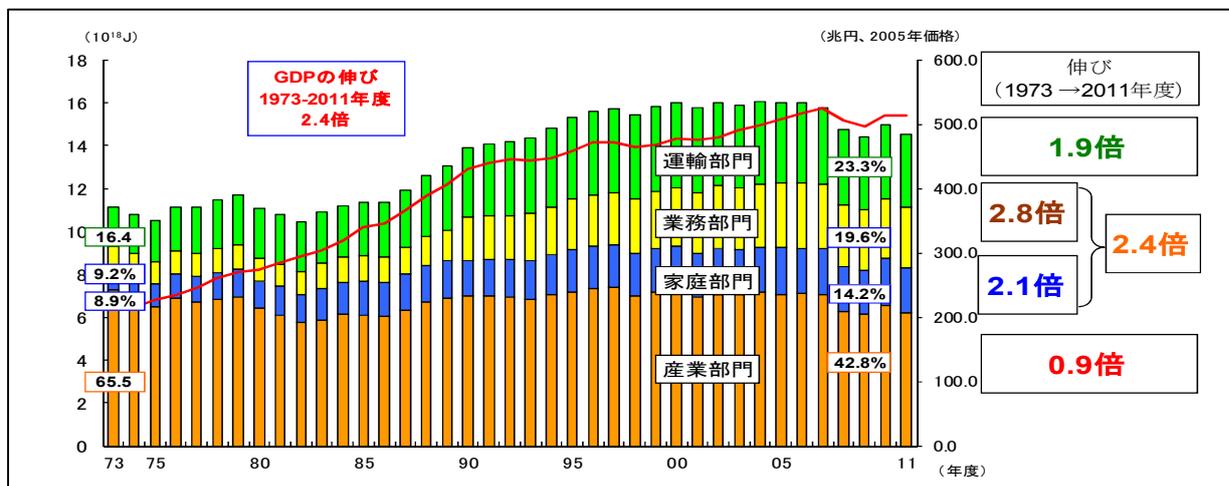
日本の発電電力量の推移

(資料)資源エネルギー庁「電源開発の概要」、「電力供給計画の概要」抜粋



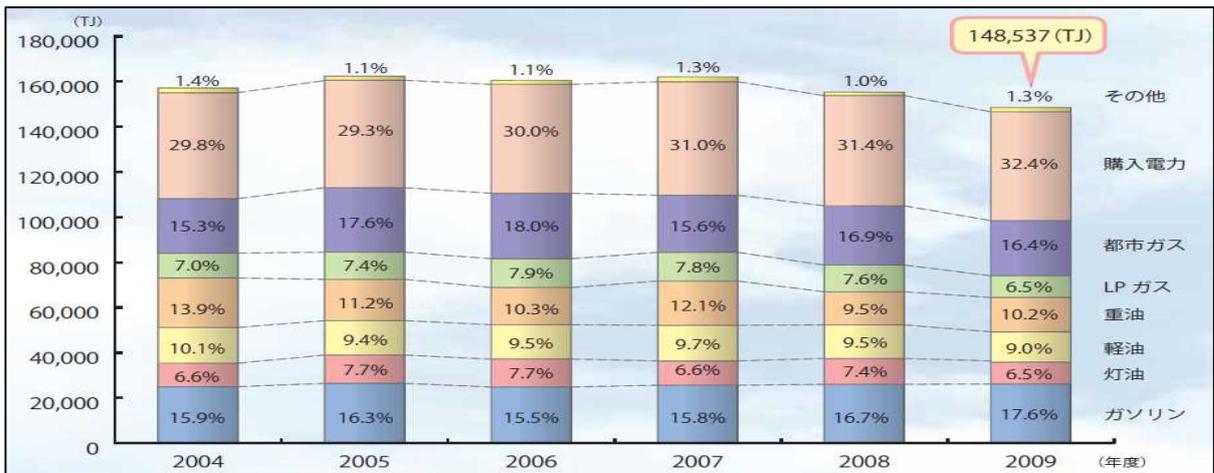
最終エネルギー消費と実質GDPの推移

(出典)エネルギー白書2013:経済産業省



県内の種別別エネルギー消費量

(出典)滋賀県温室効果ガス排出量実態調



E) 資源循環型社会の推進

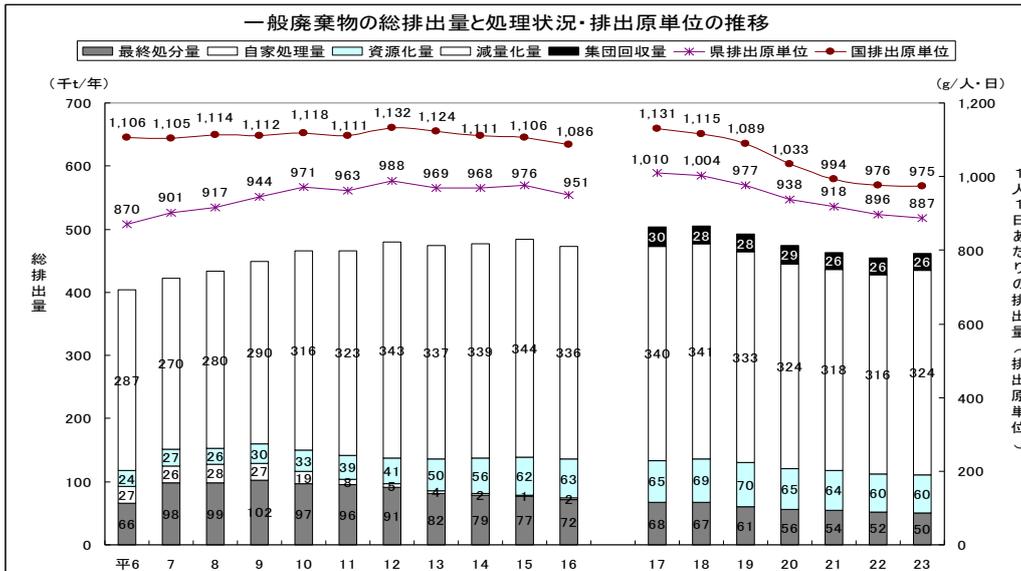
平成 25(2013)年 4 月には、携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の再資源化を促進するため、「小型家電リサイクル法」が施行されました。また、同年 5 月には、循環型社会形成推進基本法に基づく「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、最終処分量の削減など、廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、①リデュース、リユースの取組強化、②有用金属の回収、③安心・安全の取組強化、④3R国際協力の推進などを新たな政策の柱としています。

また、平成 21(2009)年 6 月には、「バイオマス活用推進基本法」が制定され、この法律に基づく、「バイオマス活用推進基本計画」が平成 22(2010)年 12 月に策定されるなど、バイオマス活用に向けた取組体系の整備が進んでいます。

本県では、平成 23 年度における県内の一般廃棄物の総排出量は 45.4 万トン、1人1日当たりのごみ排出量は 887g となっています。ごみ処理量は 43.5 万トンで、総資源化量(資源化量+集団回収量)は 8.7 万トン、最終処分量は 5.0 万トンとなっています。また、平成 23 年度における県内の産業廃棄物の総排出量は 376.2 万トンとなっており、前年度に比べ増加しています。このうち、建設業からの排出が最も多く、次いで水道業、製造業となっています。

産業廃棄物の不法投棄など不適正な処理については、新規案件数は減少傾向にあるものの、年間 170 件余りの発生が見られ、人目につかない場所・時間帯での不法投棄、あるいは埋立・造成工事に廃棄物を混入するなど、その手口は悪質・巧妙化しています。

(ごみ排出量の推移)



F) 大気・化学物質

本県の大気汚染の現状として、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素など大気汚染物質については、すべての測定地点で環境基準を達成している一方で、光化学オキシダントおよび微小粒子状物質(PM2.5)は環境基準が達成されていません。また、ほぼ毎年、光化学スモッグ注意報が発令されています。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(いわゆる PRTR 法)」に基づき届出された化学物質排出量の集計では、県内の総排出量は減少傾向にあります。

(ウ) 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

A) 環境学習の取組および環境保全に関する意識の変化

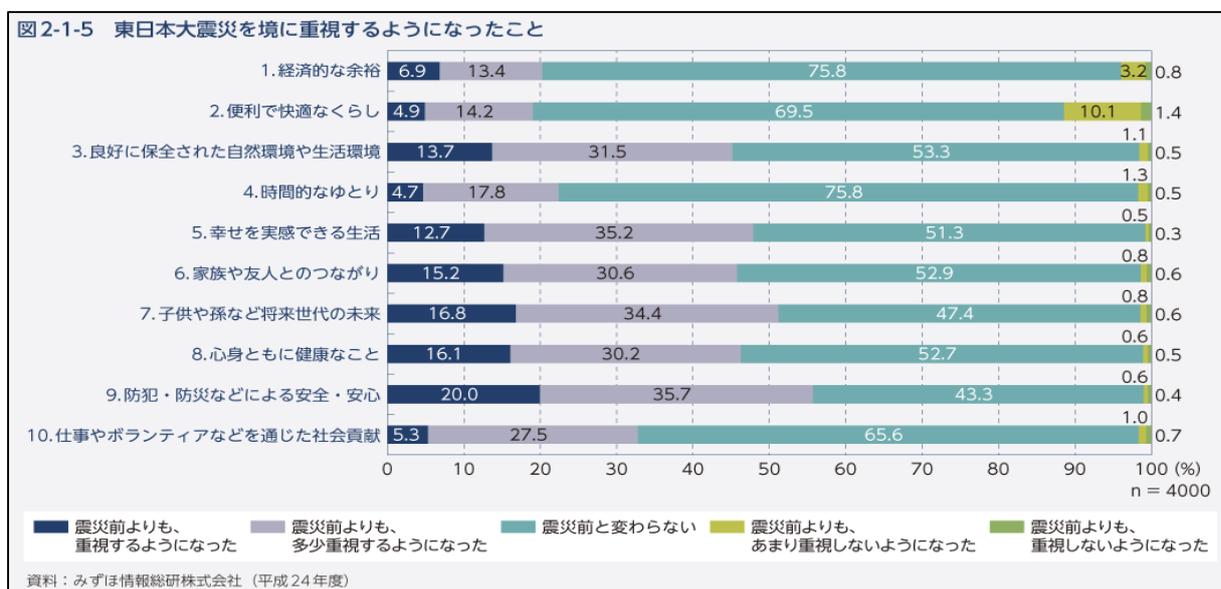
地球温暖化、生物多様性の減少、廃棄物の適正処理など、最近の環境課題は多岐にわたりますが、一人ひとりが社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、よりよい社会づくりに参画する力を育むことが大切です。これを目指す教育や学習活動を「持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development) (以下、ESD)」と呼び、近年、世界の国々が ESD の推進に取り組んでいます。

平成 23(2011)年 6 月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の一部が改正されました(改正後の名称は「環境教育などによる環境保全の取組の促進に関する法律」)。法改正では、環境学習に係る取組を体験学習に重点をおくものから、幅広い実践的人材づくりへと発展させるため、自然体験などの機会の提供や協働による取組の推進といった具体的事項が新たに盛り込まれたほか、地方自治体による推進枠組みの具体化や、学校教育における環境教育の充実が図られることとされました。

また、人々の環境に対する意識については、平成 25 年度環境白書によれば、人々

が東日本大震災を境に重視するようになったこととして、「良好に保全された自然環境や生活環境」、「子供や孫など将来世代の未来」、「幸せを実感できる生活」を挙げる人が多くなっていることがわかります。

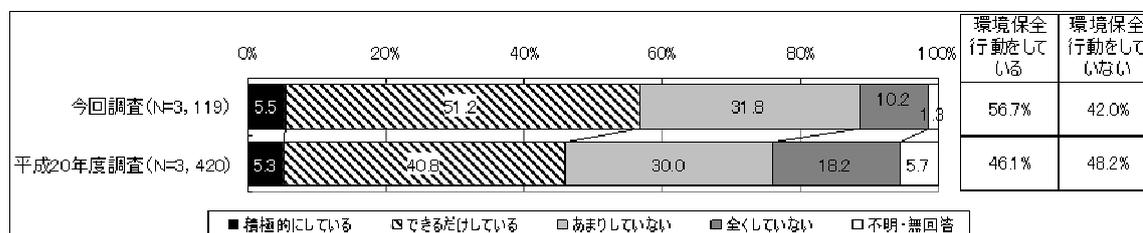
(資料)H25 年度環境白書:環境省



B) 県民の環境保全行動

「環境保全行動」の実践状況については、「環境保全行動をしている」（「積極的にしている」と「できるだけしている」の合計）は56.7%となっており、平成20年度調査と比較すると10.6ポイント増加しています。2人に1人以上の県民が何らかの環境保全行動をしていると評価できますが、環境を守って行くためには、各主体・すべての人が「自分ごと」として、環境問題を捉える必要があることから、さらに多くの県民が環境保全行動に参加できる取組を進めていくことが必要です。

(あなたは、日頃から「環境保全行動」をしていますか) (出典：平成24年度「県政世論調査」)



エ 現状を踏まえた今後の課題

【総括】

(ア) 琵琶湖環境の再生と継承

- A) これまでの琵琶湖の環境施策は「水質保全」が中心でしたが、琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐためには水質保全対策を継続しながら、これまでの水質保全の中心の観点からだけでなく、流域や都市のあり方も含め広い視野も持ち、琵琶湖流域生態系の保全・再生や暮らしと湖の関わりの再生につなげていく必要があります。
- B) 野生鳥獣の数の増加や分布域の拡大により、人と野生鳥獣の間に様々なあつれきが生じていることから、個体数管理、被害防除対策、生息環境管理を柱とした施策を総合的に進めていく必要があります。
- C) 県土のおよそ2分の1を占める森林について、林業の振興を図りつつ、県民の主体的な参画のもと、森林の多面的機能の維持・発揮を図っていく必要があります。

(イ) 低炭素など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- A) 目指すべき将来像の実現に向け、県民やNPOおよび事業者など様々な主体が、日常生活や事業活動のなかで、環境課題を「自分ごと」として捉え、環境に配慮した行動を自ら実践していくことが重要となります。
- B) 低炭素社会の実現を目指して、部門ごとの温室効果ガス排出量の増加要因等を分析した上で、企業や家庭、集落など社会全体で節電対策や技術開発を進め、ライフスタイルやビジネススタイルの転換をさらに進める必要があります。また、自然エネルギーばかりには頼ることはできない中で方策を検討することも必要です。
- C) 原子力発電所の事故に伴い発電の化石燃料への依存度が高まる中、節電が重要となり、消費量とピークカットの両方の節電が必要です。とりわけ、再生可能エネルギーの導入を促進し、地域の中にエネルギー源を分散させるなどによりエネルギーの地産地消を進めるとともに、環境に配慮した、産業振興につながる、災害に強い社会づくりを進めていくことも必要です。
- D) 事業者などによる環境規制の遵守と環境基準の達成や化学物質管理の取組を引き続き進めていくとともに、住民が、周辺環境の状況を的確に把握・評価できる社会づくりを進めることが必要です。
- E) 廃棄物の排出を抑制（リデュース）、再使用（リユース）し、再生利用（リサイクル）するなど、県民、事業者、行政が連携して循環型社会への転換を進めることが必要です。

(ウ) 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- A) めぐみ豊かな環境を育み、「いのち」への共感ができる人材を育てていくためには、「うみのこ」や「やまのこ」などの体験学習を通じて意識を深めるなど、環境問題の本質を理解し、「自分ごと」として捉え、環境に配慮した社会を創造し、持続可能な社会づくりへと進めることが必要です。
- B) 環境問題の解決に向けては、県民、NPO、事業者、行政などあらゆる主体が、環境に対する責任を自覚し、自ら取り組むことが必要で、生産から消費までの各

段階において、省エネルギー、省資源などの環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルへの変革を促進し、社会の仕組みとして織り込んでいく必要があります。

【課題】

(ア) 琵琶湖環境の再生と継承

○琵琶湖生態系の保全と再生

- A) 「湖内」「湖辺域」「集水域」およびその「つながり」に配慮した総合的な研究や取組を実施し、琵琶湖流域生態系の保全・再生につなげる必要があります。
- B) 琵琶湖および本県が抱える環境の課題把握から、調査研究の実施、研究成果を踏まえた対策の立案を横断的に行う仕組みとして、行政部局と県立試験研究機関が一同に会して運営する「琵琶湖環境研究推進機構」を創設し、運営する必要があります。
- C) 琵琶湖における喫緊の課題である「在来魚介類の減少」に対して、県立試験研究機関が連携し、その減少要因の解明と在来魚介類の復活に向けた検討を行うことが必要です。
- D) 琵琶湖の水質と生態系の関係を解明するための調査研究を進め、良好な栄養塩バランスを回復するなど、琵琶湖流域生態系の保全・再生につなげることが求められています。
- E) 南湖における水草の異常繁茂は、刈り取りから有効利用まで水草の適切な管理を行い、また外来水生植物については、生態の解明や駆除方法の確立により根絶に向けた対策を早急に進めることが求められています。

○生物多様性の保全と再生

- A) 生物多様性を適切に保全し、そのめぐみを将来にわたって享受できるよう多様な主体の参加による生物多様性の保全・再生の仕組みを構築し推進を図ることが求められています。

○有害鳥獣対策の推進

- A) 「滋賀県特定鳥獣保護管理計画」などにに基づき、被害防除対策、生息環境の整備、個体数管理を総合的に進める必要があります。
- B) 特に、ニホンジカについて、植生の保護と個体数調整などの施策を併せて推進することが求められています。

○森林の保全と再生

- A) 琵琶湖の水源として重要な森林の多面的機能を持続的に発揮できるよう、地域特性に応じた森林管理を進める必要があります。
- B) 県産材の利用や木質バイオマスの利用を推進し、森林整備や山村地域の活性化を図ることが求められています。
- C) 琵琶湖森林づくり条例を改正し、水源林を保全する仕組みづくりを進めることが求められています。

○水産業の再生

- A) 内湖再生やヨシ帯の再生、砂地の造成、水草の除却など、琵琶湖の漁場環境の改善に取り組む必要があります。
- B) 在来魚の増加に向けて、引き続き稚魚放流を実施する必要があります。
- C) カワウや外来魚の駆除を引き続き実施する必要があります。

○農業農村の多面的機能の発揮

- A) 農業水利資産のアセットマネジメントの推進、農業・農村の多面的機能を支える農村コミュニティの活性化の促進などに継続的な取り組みが求められています。

(イ) 低炭素など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

○地球温暖化防止対策の推進

- A) 県民、事業者、行政などの連携と協働のもとに、生活、交通・運輸、まちと建物、産業活動、再生可能エネルギー、森林保全の各分野における低炭素化に向けた取組を総合的に推進する必要があります。
- B) 省エネ・創エネ製品などの利用の広がりを進める取組を重点的に進めることが求められています。
- C) 中小企業者等が行う低炭素化技術の開発への支援など、環境と経済の両立を目指し、経済界と連携した取組を進める必要があります。

○再生可能エネルギーの導入促進

- A) 地域主導による「地産地消型」、「自立分散型」エネルギー社会の創造に向けて、家庭・事業所における導入加速化、農山村の地域資源を活用したエネルギー創出などの取組を推進することが求められています。

○エコ交通の推進

- A) 鉄道、バス等の地域内交通網、徒歩や自転車を組み合わせた「エコ交通ネットワーク」の形成による公共交通の利用環境整備と、県民自ら進んで公共交通を利用する意識改革により、エコ交通の取組を促進する必要があります。
- B) 自転車を利用しやすい環境づくりを推進することが求められています。

○環境リスクの低減

- A) 工場や事業場からの環境汚染物質の排出に対し、引き続き監視・指導などを実施し、その排出抑制を進めるとともに、工場等における自主管理体制の構築や環境事故防止の取組について助言を行う必要があります。
- B) 一般大気環境中の化学物質や微小粒子状物質(PM2.5)や放射性物質など環境リスクの継続的な監視や分かりやすい情報の発信をとおり、安全・安心な生活環境を実現することが求められています。

○資源循環型社会の推進

- A) レジ袋削減、マイバッグ持参率の向上、廃棄物の減量に関する情報の「見える化」などを進め、廃棄物の排出の抑制（リデュース）や、再使用（リユース）、廃棄物を資源として活用（リサイクル）する3Rの取組を強化する必要があります。
- B) 循環型社会の形成を一層進めるため、（仮称）第四次滋賀県廃棄物処理計画の策定を進める必要があります。
- C) 廃棄物処理施設について、事前協議や立入検査を的確に実施し、不適正処理事案発生時には的確な対応を行うことが求められています。
- D) 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例の周知を引き続き図るとともに、市町における条例制定や不法投棄監視体制の強化を支援することが求められています。

（ウ）環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- A) 県民、NPO・地域団体、学校、企業、行政などの様々な主体の連携のもと、ライフステージに応じた環境学習の関連施策を体系的・総合的に進める必要があります。
- B) 省資源化・省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用など、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を、県民、事業者、行政の協働のもと進めることが求められています。

(11) 県土

【現基本構想】

◆取り巻く状況

大規模な地震災害や想定を超えた洪水、土砂災害発生の危険性が高まっており、被害をできるだけ少なくして命を守る、災害に強い地域づくりが求められています。

高度経済成長期に建設された道路施設をはじめ、上下水道施設、農業水利施設、警察基盤などの社会資本が更新の時期を迎えます。これまでは社会資本の量的な拡大を進めてきましたが、これからは優先順位を見極めながら必要な社会資本の整備を進めるとともに、予防や保全を重視し、計画的な維持管理を県民の参加を得ながら進めていく必要があります。

◆将来の姿

- 農業や林業の生産活動や森林づくりを通して県土が保全され、琵琶湖を囲む美しい田園や緑豊かな森林が維持されています。
- 歴史や文化などを観光資源として活かしたまちづくりが進んでいます。
- 快適で安全な生活に向けて、公園や下水道、交通環境の整備などのまちづくりや情報通信技術の活用が進んでいます。
- これまで整備された様々な社会資本が、計画的かつ適切に保全管理されています。
- 広域交流ネットワークが形成され、近隣の地域と行き交い、連携が進んでいます。
- 自家用車だけに頼らず、鉄道やバス、乗り合いタクシーなどの公共交通機関などにより、身近な移動が可能になっています。
- 地震や風雪水害、土砂災害に強い県土づくりができています。

ア 「将来の姿」の実現に向けた施策の取組状況

「将来の姿」の実現に向けて、みんなで命と暮らしを守る安全・安心プロジェクトの未来戦略プロジェクトと各分野の部門別計画を基本として施策を展開してきました。

(ア) 危機管理機能の強化

危機事案発生時に関係機関が参集して迅速かつ的確な応急対策を実施する拠点となる危機管理センターの整備は、計画どおり進められています。また、「滋賀県地域防災計画」等に基づき、危機事案への対応能力を向上させるための実践的な訓練の実施などを通じて、県の危機管理能力を高めることができています。

東日本大震災や平成 25 年台風第 18 号を契機として、県民の安全・安心に対する要請が高まるとともに、琵琶湖西岸断層帯等による直下型地震や南海トラフ巨大地震、異常気象による局地的な豪雨災害や台風被害、原子力災害、さらには、テロや新型インフルエンザ等様々な危機事案の発生が懸念されており、引き続き、危機管理センターを拠点とし、市町や防災関係機関等の連携強化など危機事案への対応力の強化が必要です。

また、防災拠点となる警察署等、老朽化している道路、橋梁、上下水道、農業水利施設などの社会資本を更新し、県民の暮らしの安全・安心を確保するため、優先順位を見極めながら、計画的に更新を図っていくことや、災害時に迅速な復旧・復興ができるよう、土地の境界を復元可能な座標値でデータ化する地籍調査の積極的な推進が求められています。

(イ) 自助・共助による地域防災

自助・共助による地域の減災力・防災力を発揮するため、地域の特性を踏まえた実践活動や子どもの学習・体験活動の推進等の取り組みが実施されています。

東日本大震災や平成25年台風第18号を契機として、県民の安全・安心に対する意識が高まっている中で、引き続き自助・共助の大切さを共有し、地域防災の取組を実効性のあるものにしていくことが求められています。

(ウ) 防犯対策（再掲）

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり基本方針」や「滋賀県消費者基本計画」等に基づき、重層的な防犯ネットワークの構築に取り組んできた結果、県内の刑法犯認知件数は平成 14(2002)年から年々減少してきましたが、平成 24 年以後増加に転じました。

しかし、犯罪の低年齢化、高齢者をねらった犯罪の増加、サイバー空間における消費者被害の増加など、県民に身近な犯罪が増加傾向にあり、治安に対する県民の不安は続いていることから、引き続き、警察や自治体、地域住民、ボランティア団体など県民総ぐるみによる、「地域の絆」を強化した防犯対策が求められています。

(エ) 交通安全対策（再掲）

「滋賀県住生活基本計画」や「レイカディア滋賀プラン」等に基づき、市町や学校、地域、ボランティア団体等との連携による交通安全対策の取組により、県内の交通事故による死傷者数は長期的に減少傾向にあります。

しかし、高齢化が進行していく中、高齢者が当事者となる交通事故が増加していること、また、次代を担う子どもを交通事故から守ることは県民の強い願いであることから、今後も引き続き、県民全員参加による交通事故を防止することが求められています。

(オ) 適正な河川管理と市民との協働による流域治水

「滋賀県の河川整備方針」等に基づき、緊急性の高い個所から順次、河川の維持管理を実施し、治水機能の維持に取り組むとともに、川・人・地域がつながるふるさとの川づくりにより住民との協働による河川の維持管理にも取り組んできました。

しかし、地球温暖化による異常気象による事象が頻発し、台風18号による土砂災害により県内で甚大な被害を発生させるなど、自然災害に対する県民の不安は強く、「滋賀県流域治水基本方針」等に基づき、河川の整備と維持管理の「ながす」対策に加え、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」対策を総合的に進めることが期待されています。また、水害リスクを想定した対策も重要となっています。

(カ) 公共交通網の整備

「滋賀県交通ビジョン」等に基づき、バス等の地域の公共交通の維持・確保・改善に向けて、市町や事業者、関係機関等と連携し、利便性の向上や利用者の増加などの取組を講じていますが、公共交通を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

今後、一段と高齢化が進行することから、自ら移動手段を持たない高齢者が増加することが見込まれ、公共交通の維持等がより重要となってきます。

鉄道については、市町や事業者等と連携しながら、その利便性の向上等に取り組んでいますが、北陸新幹線やリニア中央新幹線など今後の全国高速鉄道網整備も見据えた県内公共交通の充実が求められています。

(キ) 道路網の整備・維持管理

「滋賀県道路整備マスタープラン」および「アクションプログラム」等に基づき、選別投資や優先順位を明確にし、計画的に生活や経済活動を支える道路網の整備や維持管理に取り組んでいます。

道路網の整備に関する県民ニーズは高く、今後、老朽化に伴う道路施設にかかる維持管理コストの増大が見込まれる中、利用者の安全性、利便性を確保するとともに、災害に備えた耐震性を向上させていくことも求められており、引き続き計画的に整備、維持管理していくことが課題となっています。

(ク) 都市基盤の整備・維持管理

「都市計画区域マスタープラン」等に基づき、これまで市町や関係機関等との連携・協力のもとに、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や個性豊かな魅力ある景観形成、下水道整備などさまざまな都市基盤の整備に取り組んできました。

人口減少、少子高齢化が急激に進行する中、持続可能な都市構造を実現していくため、市町や事業者等との連携・協働によるコンパクトなまちづくりや老朽化した施設等の維持更新などが課題となっています。

イ 県民満足度の推移

県土において、美しい田園・緑豊かな森林の維持および社会資本の整備と管理保全については満足度が上回り、それら以外は不満度が大幅に上回っています。また、県土分野全般にわたりニーズは高く、特に交通基盤は継続してニーズが高い傾向となっています。最近では災害対策に備えた施設整備に対するニーズが高まっています。

(ア) 美しい田園・緑豊かな森林の維持

平成 19 年度	田園風景や歴史環境など美しいふるさとの景観づくり 身近な地域におけるみどりづくり
平成 22 年度	美しく魅力ある地域づくりの推進
平成 25 年度	美しい田園や緑豊かな森林の維持

	満足 どちらかといえば満足	どちらでもない	不満 どちらかといえば不満
平成 19 年度 (景観/みどり)	42.7%	30.8%	18.2%
	41.0%	32.9%	18.1%
平成 22 年度	22.4%	39.5%	23.9%
平成 25 年度	36.6%	33.4%	19.1%

(イ) 社会資本の整備と保全管理

平成 19 年度	道路や鉄道などの交通基盤を整備する取り組み
平成 22 年度	交通基盤や都市施設の整備
平成 25 年度	道路や公園、下水道など社会資本の整備と計画的な保全管理

	満足 どちらかといえば満足	どちらでもない	不満 どちらかといえば不満
平成 19 年度	25.2%	28.9%	38.0%
平成 22 年度	22.1%	32.5%	33.0%
平成 25 年度	34.1%	31.1%	24.2%

(ウ) 広域交流ネットワーク

平成 19 年度	-
平成 22 年度	高度情報化社会の形成
平成 25 年度	交通網などの広域交流ネットワークの形成

	満足 どちらかといえば満足	どちらでもない	不満 どちらかといえば不満
平成 19 年度	-	-	-
平成 22 年度	10.3%	41.3%	24.5%
平成 25 年度	19.8%	33.4%	32.4%

(エ) 生活道路や公共交通機関

平成 19 年度	道路や鉄道などの交通基盤を整備する取り組み
----------	-----------------------

平成 22 年度 交通基盤や都市施設の整備
 平成 25 年度 自転車歩行者道や公共交通機関などの整備

	満足 どちらかといえば満足	どちらでもない	不満 どちらかといえば不満
平成 19 年度	25.2%	28.9%	38.0%
平成 22 年度	22.1%	32.5%	33.0%
平成 25 年度	16.3%	27.7%	47.5%

(オ) 災害に備えた施設の整備

平成 19 年度 洪水や土砂災害、地震などの災害に備える取り組み
 平成 22 年度 災害に備えた基盤づくり
 平成 25 年度 地震や風雪水害、土砂災害に備えた施設の整備・保全

	満足 どちらかといえば満足	どちらでもない	不満 どちらかといえば不満
平成 19 年度	17.5%	40.9%	26.4%
平成 22 年度	14.8%	41.1%	27.5%
平成 25 年度	11.2%	37.6%	33.7%

(カ) 施策二ーズ

平成 19 年度

道路や鉄道などの交通基盤を整備する取り組み 15.7% (11 位/51 項目中)
 洪水や土砂災害、地震などの災害に備える取り組み 8.5% (19 位/51 項目中)
 田園風景や歴史環境など美しいふるさとの景観づくり 6.5% (26 位/51 項目中)

平成 22 年度

交通基盤や都市施設の整備 16.7% (5 位/27 項目中)
 災害に備えた基盤づくり 10.1% (11 位/27 項目中)
 美しく魅力ある地域づくりの推進 8.6% (13 位/27 項目中)

平成 25 年度

自転車歩行者道や公共交通機関などの整備 16.7% (4 位/27 項目中)
 地震や風雪水害、土砂災害に備えた施設の整備・保全 15.5% (6 位/27 項目中)
 交通網などの広域交流ネットワークの形成 9.2% (11 位/27 項目中)
 美しい田園や緑豊かな森林の維持 8.0% (12 位/27 項目中)
 道路や公園、下水道など社会資本の整備と計画的な
 保全管理 6.7% (16 位/27 項目中)

ウ 取り巻く現状

(ア) 災害に強い県土の整備

A) 地震の発生

琵琶湖西岸断層帯地震（推定最大震度7）などの直下型地震や南海トラフ巨大地震（推定最大震度6強）による大規模災害が危惧されています。

- ・震度6強以上の区域内居住人口

琵琶湖西岸断層帯地震：539,600人

南海トラフ巨大地震：81,300人

地震ケース別の被害数量の一覧

想定地震	主な被害地域と応急対応の特徴等	ケース (震源位置)	発生時刻	建物被害		人的被害		地震直後の 停電率	地震直後の 断水率	一週間後の 全避難者数※2
				全壊棟数	半壊棟数	死者数	負傷者数			
琵琶湖西岸断層帯地震	◇大津・南部・高島地域と中心とした甚大被害 《全国への応援要請・受援体制が特に重要となる状況》	北部	夏正午	27,650	69,584	1,002	10,290	58%	44%	200,445
			冬夕方			1,502	13,199			
			冬深夜			1,579	16,267			
		南部	夏正午	38,504	83,856	1,384	13,515			
			冬夕方			1,992	17,199			
			冬深夜			2,182	21,039			
花折断層帯地震	◇大津・南部地域と中心とした大被害	中部	夏正午	18,181	53,274	596	6,614	47%	34%	139,894
			冬夕方			822	8,537			
			冬深夜			940	10,380			
		南部	夏正午	11,670	41,531	375	4,588			
			冬夕方			499	5,935			
			冬深夜			591	7,296			
木津川断層帯地震	◇甲賀地域と中心とした大被害	東部	夏正午	5,734	14,540	254	2,133	26%	10%	42,672
			冬夕方			346	2,727			
			冬深夜			368	3,392			
		西部	夏正午	2,360	10,884	93	1,232			
			冬夕方			129	1,613			
			冬深夜			132	1,974			
鈴鹿西縁断層帯地震	◇東近江・湖東地域と中心とした大被害	南部	夏正午	11,250	28,293	406	4,150	37%	18%	75,285
			冬夕方			587	5,330			
			冬深夜			640	6,558			
		北部	夏正午	10,804	31,173	427	4,529			
			冬夕方			616	5,754			
			冬深夜			641	7,204			
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	◇湖東・湖北地域と中心とした大被害	北部	夏正午	10,412	24,940	379	3,631	29%	14%	71,710
			冬夕方			484	4,714			
			冬深夜			597	5,788			
		南部	夏正午	9,803	24,836	366	3,464			
			冬夕方			469	4,624			
			冬深夜			572	5,741			
南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	◇滋賀県域でも被害、東海・西日本一帯で甚大被害 《近隣府県への応援を検討すべき状況》	基本ケース	夏正午	2,399	22,183	10	803	81%	40%	30,729
			冬夕方			11	1,014			
			冬深夜			12	1,256			
南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	◇滋賀県域でも大被害、東海・西日本一帯で甚大被害 《他地域からの受援は不可、県内防災力のみで対応すべき状況》	陸側ケース	夏正午	11,017	74,084	300	6,702	88%	52%(68%)※1	158,550
			冬夕方			385	8,448			
			冬深夜			474	10,408			

※1 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）については、地震発生から1日後の値を（ ）書きで併記している（停電継続影響により1日後に最大となる）。

※2 全避難者数とは、避難所生活者（自宅の損傷がなくても断水等により炊事が困難となり避難所で食料等を受け取り自宅で就寝する者を含む）、

知人・親戚宅等への避難者の合計人数。（建物被害が最大となる冬夕方・風速8m/secの条件で算定）

なお、1週間後の全避難者の約半数が避難所生活者となることを見込んでいる。

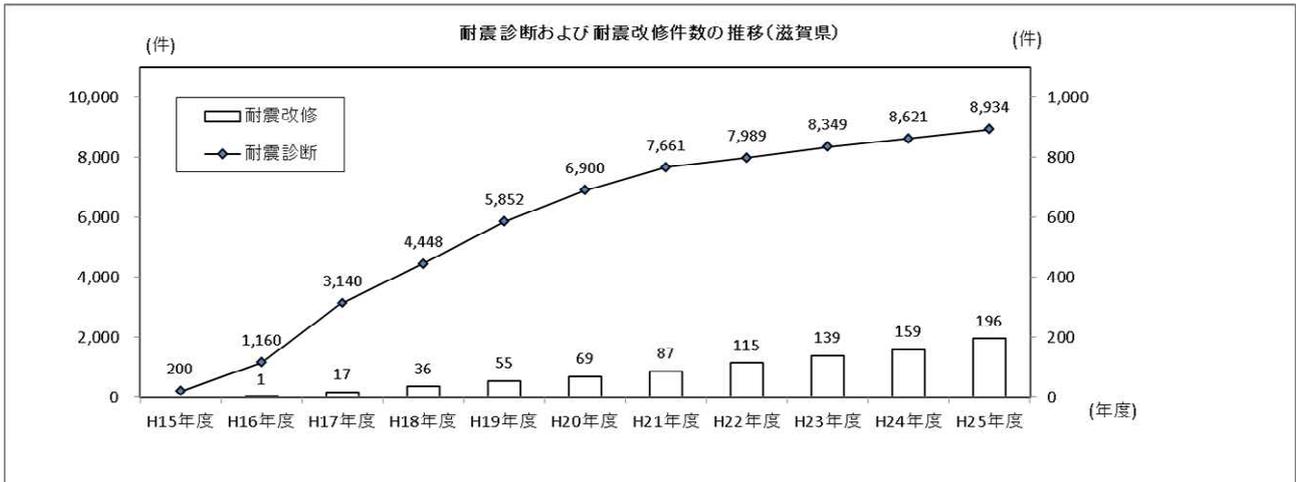
※3 本表の各数値は、計算結果を整数位で掲載しているが、その精度が確保されているという意味ではない。

B) 耐震化の推進

県内に存在する住宅の約3割が昭和56(1981)年6月以前に建築されており、耐震基準が満たされていない住宅が多くあります。

(資料)滋賀県土木交通部建築課建築指導室調

住宅耐震診断および耐震等改修補助件数(累計)の推移



C) 原子力災害への不安の増加

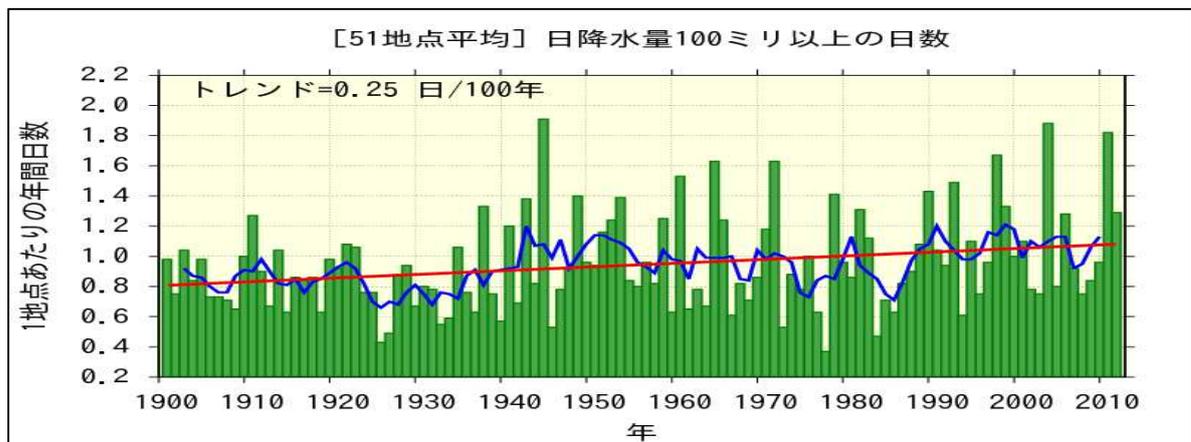
平成 23(2011)年に発生した福島第一原子力発電所事故以降、福井県に立地する原子力発電所に対する県民の不安が高まっており、原子力災害に対する県民の安全・安心の確保が求められています。

D) 年間降水量の増加

地球温暖化が進行し、異常気象による災害が各地で発生しています。想定を超えた洪水、土砂災害や大規模な地震災害に対する不安が高まっています。本県でも昨年の台風第 18 号の接近に伴う大雨により甚大な被害が発生しました。10 年確率降雨に対する河川整備率は 55.6% (2013 年度末) で土砂災害危険箇所の事業対象箇所の整備率は約 20.0% (2013 年度末) となっています。

《日本の日降水量 100 ミリ以上の日数の推移》

(資料)気候変動監視レポート2012:気象庁



(イ) 社会資本の整備状況

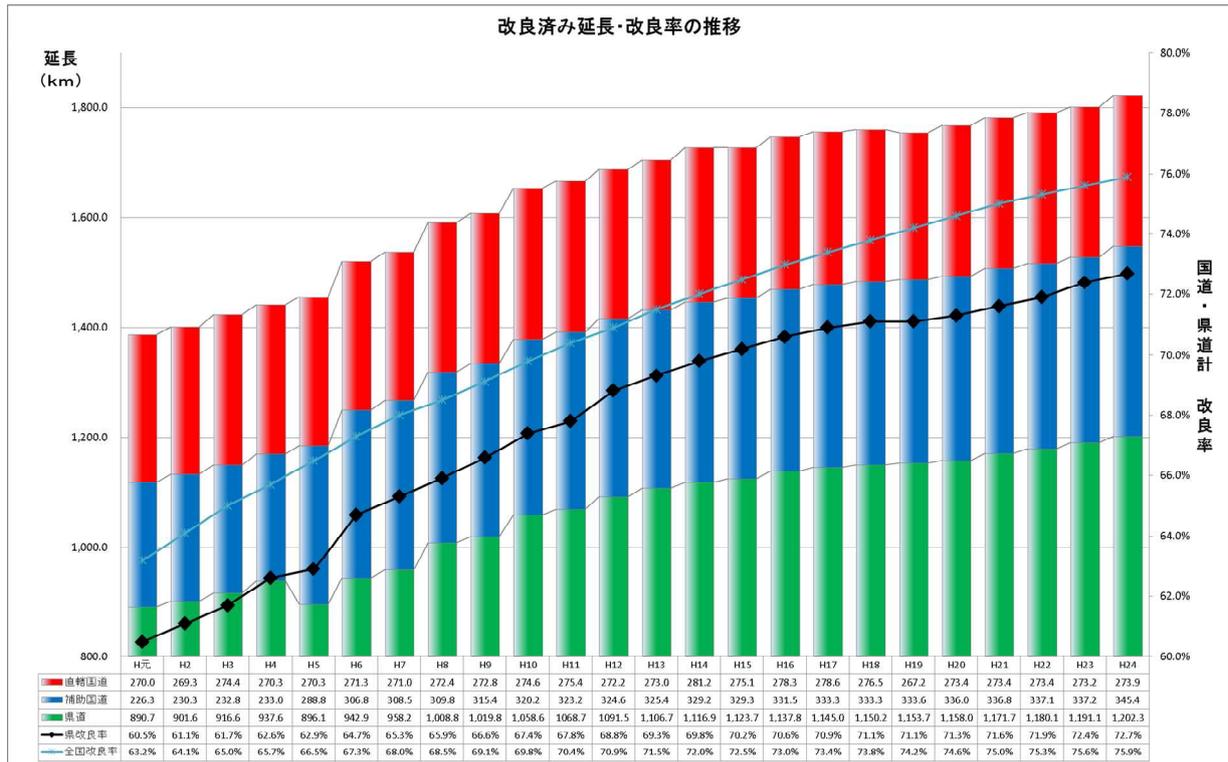
A) 社会資本の維持管理

高度経済成長期に建設された道路や橋梁、上下水道、土地改良施設、学校、警察や

文化・体育施設などの社会資本の老朽化が顕在化してきています。建設から 50 年経過する橋梁の割合を見ますと、8% (2011 年度) から 49% (2031 年度) に増加することになります。

B) 道路改良済み延長・改良率の推移

県内各地でスマートインターチェンジの開通（2013 年度開通：湖東三山・蒲生、2016 年度予定：(仮)小谷城）と新名神高速道路大津・高槻間の開業（2023 年度）など広域高速道路網へのアクセスが向上する中で、本県の道路整備率は全国に比べ低くなっています。



C) 広域高速鉄道網

リニア中央新幹線の開業（2027 年名古屋、2045 年大阪予定）、北陸新幹線の敦賀・大阪間の開業（2045 年頃予定）により広域高速鉄道網の整備が予定されています。

エ 現状を踏まえた今後の課題

【総括】

(ア) 災害に強い県土の整備

- A) 近い将来発生することが予想される大規模地震の被害を軽減できる強靱な公共施設の整備と震災に備えた危機管理体制の強化、昭和 56 年 6 月以前に建築された耐震基準を満たさない住宅への対応、さらには、災害時における情報通信確保のための情報通信基盤の強靱化等の対策が必要です。
- B) 原子力災害に対する県民の安全・安心を確保するため、緊急時モニタリング体制を整備するとともに、避難やスクリーニング等の緊急時防護措置を充実していく必要があります。
- C) 10 年確率降雨に対する河川整備率は 55.6%(2013 年度末)、土砂災害危険箇所の事業対象箇所の整備率は約 20%(2013 年度末)となっており、水害や土砂災害の発生を未然に防ぐための河川改修や堤防の強化等の川の中と氾濫原のハード整備に加えて、水害のリスクに備えた、長期的な視点に立った安全なまちづくりが必要です。
- D) 災害時の避難場所は、災害のためだけの拠点ではなく、日頃から楽しめ、また災害時にも使える場所とすることが大切です、また、施設整備面では、エネルギーや食料、水の確保などの問題が想定され、どのくらい確保できているのかを県民に周知するとともに、蓄電池など停電時でも使える設備を計画的に進めていくことが必要です。
- E) 災害時に迅速な復旧・復興ができるよう、土地の境界を復元可能な座標値でデータ化する地籍調査の推進が必要です。
- F) 農地や森林の荒廃を防止し、公益的機能を維持するための対策が必要です。

(イ) 社会資本の整備状況

- A) 今後の人口減少社会の到来を踏まえた公共施設の統廃合、再整備などの戦略的な維持管理が必要です。
- B) 高度経済成長期に建設された道路や橋梁、上下水道などのインフラの老朽化が顕在化してきており、建設から 50 年経過する橋梁は、平成 23(2011)年度 8%から平成 43(2031)年度 49%と増加することになり、高齢化が進行している中、生活を支え守るため計画的な維持管理・更新を行っていくことが重要です。
- C) 県内の都市間移動は鉄道が便利な都市構造であり、市内移動は小型電気自動車を活用する等、滋賀や地域の特徴を活かしたコンパクトシティを考えることもできます。
- D) 高速道路網のアクセス向上を県民の利便性の向上や産業基盤の強化につながる交通ネットワークの整備が必要です。
- E) リニア中央新幹線の開業(2027 年名古屋、2045 年大阪予定)や北陸新幹線の敦賀・大阪間の開業(2045 年頃予定)により広域高速鉄道の整備が予定されており、北陸本線の経営主体のあり方の検討や中部圏や北陸圏、関西圏と連携した新たな国土軸の活用方策の検討が必要です。

【課題】

(ア) 危機管理機能の強化

- A) 様々な危機事案に対応するため、危機管理センターを核とした危機管理体制・能力の強化や災害等への対応力の充実に向けた取組を県下全域で推進する必要があります。
- B) 防災情報の共有化を推進し、災害発生時に迅速かつ的確に活用することが求められています。
- C) 防災拠点、ライフラインや避難道路などの社会資本を計画的に更新する必要があります。
- D) 災害時に迅速な復旧・復興ができるよう、土地の境界を復元可能な座標値でデータ化する地籍調査の推進を図る必要があります。

(イ) 自助・共助による地域防災

- A) 自助・共助による地域防災力の強化に取り組む必要があります。
- B) 地域における自主防災組織の充実・強化に取り組むことが求められています。
- C) 研修や交流、訓練等により自主防災組織のリーダーや構成員の災害等への対応力を向上する必要があります。
- D) 避難行動要支援者の避難を実効性のあるものにしていく取組を強化する必要があります。

(ウ) 防犯対策

- A) 警察や自治体、地域住民、ボランティア団体など県民全員参加による、「地域の絆」を強化した防犯ネットワークによる取り組みを推進することが求められています。
- B) 高齢者等の消費者被害防止のための対策を充実・強化する必要があります。
- C) 少年犯罪を抑止するための、学校や地域等と連携した取組を展開する必要があります。

(エ) 交通安全対策

- A) 市町や学校、地域、ボランティア団体等との連携による交通安全対策の取組を推進する必要があります。
- B) 高齢者をはじめ県民一人ひとりが交通安全意識を高め、交通ルールへの順守と実践ができるよう普及啓発や教育を推進することが求められています。
- C) 通学時における児童生徒の交通事故を防止するため、ハードとソフト両面からの対策を講じる必要があります。

(オ) 適正な河川管理と市民との協働による流域治水

- A) 県民の生命や財産を守るため、河川堤防等の整備、堆積土砂の撤去等の「ながす」対策を講じるとともに、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」対策を総合的に推進することが求められています。

- B) 局所豪雨など想定を上回る事態も想定され、堤防等のハード面の対策だけでなく、被害を軽減するためのソフト面での対策を推進する必要があります。

(カ) 公共交通網の整備

- A) 県全域における交通空白域の改善、バス利用を促進する環境整備、関係者の役割分担による公共交通の維持、県民や地域コミュニティとの協働でつくる地域交通体系など、社会環境の変化に対応した持続可能な交通体系づくりを推進することが求められています。
- B) 地域が主役の交通まちづくり、人と人とのふれあいを生み出す公共交通、安全・安心な交通網の整備など、まちづくりと一体となった交通の整備を推進する必要があります。
- C) 公共交通の利用促進と県民の意識変革、自転車を利用しやすい環境づくりなどによるエコ交通ネットワークの形成を推進するとともに、自動車利用についても「エコ」化による環境負荷低減を進める必要があります。
- D) 北陸新幹線やリニア中央新幹線など、新しい全国高速鉄道網を見据えて、県全体の地域振興に資する広域交通のあり方を検討することが求められています。

(キ) 道路網の整備・維持管理

- A) 県内産業の活性化と地域文化の交流のための道路整備を行います。
- ・渋滞対策を実施し、円滑な人やモノの流れを実現することで産業活動の活性化を支援することが求められています。
 - ・高速 IC や鉄道駅へのアクセス向上により、既存施設の付加価値を高め新規産業の創出を支援し、産業と研究機関の連携を図る必要があります。
 - ・観光まちづくり、琵琶湖周遊および交流機会の拡大のための道路整備を図り、地域振興を支援することが求められています。
 - ・公共交通機関と連携した広域ネットワークの形成により、交流の活性化を促し、他地域の歴史や文化あるいは教育機関における学ぶ機会の増加など、地域文化の交流を促進する必要があります。
- B) 誰もが安全・安心に暮らせる優しい県土の実現のための道路整備を行います。
- ・通学路を中心とした歩道整備の推進や事故危険箇所の対策など交通事故の抑制に努めることが求められています。
 - ・歩道のバリアフリー化の推進など、誰もが利用しやすく、人に優しい道路整備を行う必要があります。
 - ・落石や崩土危険箇所の対策および橋梁の耐震対策などにより、異常気象時や災害時における信頼性の高い道路整備を行うことが必要です。
- C) 環境負荷の軽減と個性と潤いのある生活空間の創造のための道路整備を行います。
- ・道路ネットワークの整備や渋滞対策など交通の円滑化により、地球環境への負荷の軽減を図ることが求められています。
 - ・騒音や振動の抑制対策など沿道環境の改善を行い、さらに連続した道路緑化など新しい道路環境の創出を目指すことが求められています。

- ・無電柱化の推進により、景観や防災機能の向上に配慮した道路空間を創出することが求められています
 - ・旧街道の保全など地域特性を生かした道づくりにより、個性と潤いのある生活空間の形成を図る必要があります。
- D) 地域の自立的発展と不安のない暮らしの創出のための道路整備を行います。
- ・地域の一体性が保持できるよう、合併した市町を支援する道路整備を行うことが求められています。
 - ・高規格道路へのアクセス道路などの整備により高速性・定時制を確保し、救急医療や福祉活動を支援することが求められています。
- E) 老朽化による道路施設の維持管理コスト増大が見込まれる中、引き続き計画的な維持管理を行うことが求められています。

(ク) 都市基盤の整備・維持管理

- A) 下水道をはじめ老朽化した社会資本は、戦略的・計画的に維持更新を行う必要があります。
- B) 人口減少、少子高齢化に対応し、安全で快適な生活を支える持続可能なコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進することが求められます。

4 県政経営の基本姿勢

(1) 市町とともに地域主権を担う存在感ある県政経営

基本構想の進行に関する市町職員との意見交換や対話システムの運用による知事と市町長との意見交換をはじめ、緊密に市町との意見・情報の交換に取り組んでいます。

平成 23(2011)年 4 月から第二期分権改革がスタートし、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大が図られおり、今後の動向も踏まえながら、市町との役割分担を進めていくことも求められています。

今後、市町の声をしっかり受け止め、県政や地域の課題を共有しながら、適切な役割分担のもとに県政を進めていくことが求められています。

(2) 県民から信頼される県政経営

滋賀県基本構想は、県民や各種団体、企業、行政が共有する未来ビジョンとして、県民からの意見や提案を反映しながら策定しました。また、各施策を構築していく過程で県民の声を反映するようにしています。

また、県政世論調査において、県民の各分野の施策に関する満足度や不満度、力を入れてほしい施策などを把握するなど、県民の視点に立った行政サービスの実現に向けて取り組んでいます。

引き続き、県政情報の的確な提供など県政の見える化を進め、県民との双方向のコミュニケーションを図るとともに、多様な主体と協働する県政を進めていくことが期待されています。

(3) 滋賀の存在感を高める県政経営

平成 22(2010)年 12 月に設立された関西広域連合に参画し、広域防災や広域環境保全など 7 分野の事務などに取り組んでいます。また、中部・北陸圏域における広域連携推進の方向性をまとめた「広域連携推進の指針」に基づき、近隣県との連携施策を検討するなど、近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点という強みを活かしながら、圏域の持続的な発展に取り組んでいます。

今後も自然災害や環境問題など広域的に連携して処理しなければならない課題について、関西広域連合や隣接府県と連携・協力し積極的に対応していくことが求められます。

また、基本構想で「滋賀の強み」とした「人の力」「自然の力」「地と知の力」を活かした施策や、ブランドイメージの発信・定着を意識した施策を積極的に展開していくことが必要です。

(4) 持続可能で活力ある県政経営

限られた財源をもとに効果的・効率的に活用するため、未来戦略プロジェクトに予算を重点的に配分し、先駆的・部局横断的に取り組むなど、選択と集中を進めてきました。

今後においても、県の財政状況は、人口減少、高齢化が本格化していく中、社会保障関係費による歳出増が見込まれるなど、厳しい状況が続くことが見込まれますが、不断の行財政改革を進め、強い行財政基盤をつくり、次世代をも見据え、地域の実情にあった行政サービスを提供できる、持続可能で活力ある県政経営が求められます。